

肝付町今後の学校の在り方検討委員会設置条例（令和5年肝付町第20号）

（設置）

第1条 肝付町立学校（高山准看護学校を除く。以下「学校」という。）の教育効果の向上を図り、その規模及び配置等の適正化を調査審議するため、肝付町今後の学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の規模及び配置等の適正化を調査審議する。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。ただし、第2号から第5号までの委員は、内之浦及び高山それぞれの地域から代表を委嘱するものとする。

- （1）学識経験者
- （2）保護者の代表
- （3）地域住民の代表
- （4）学校の代表
- （5）子ども・子育て支援施設の代表
- （6）町議会の代表
- （7）町長部局の代表
- （8）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、その残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 検討委員会の委員には、肝付町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年肝付町条例第5号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（肝付町立中学校問題調査協議会設置条例の廃止）

2 肝付町立中学校問題調査協議会設置条例（平成17年肝付町条例第129号）は、廃止する。